

# 厚生委員会議案説明資料

令和4年9月28日

件名	頁
1 第84号議案 足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	2
2 第85号議案 債権の放棄について	9

(福祉部)

# 第 8 4 号議案説明資料

令和 4 年 9 月 2 8 日

件 名	足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部 親子支援課
内 容	<p><b>1 改正理由</b></p> <p>現在、「足立区子どもの医療費の助成に関する条例」において、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の本人負担分を助成しているが、以下の理由により、条例の改正を行う。</p> <p>(1) 都と区の協議により、令和5年4月1日より、子ども医療費助成の対象者を、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある子どもへと拡大することになったため。</p> <p><b>2 改正の概要</b></p> <p>(1) 「子ども」の定義を、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者から、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者(以下「高校生等」という)と変更する。</p> <p>(2) 条例改正後に、同条例施行規則第2条の2第3号に「何人にも監護されない高校生等本人」も助成対象とする旨の規則改正を行う。これに伴い第3項に必要な規定整備を行う。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙1のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>令和5年4月1日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、新たに対象となる高校生等に対して、申請手続き等、周知を図っていく。

改正前	改正後
<p>○足立区子どもの医療費の助成に関する条例 平成5年6月15日条例第42号</p>	<p>○足立区子どもの医療費の助成に関する条例 平成5年6月15日条例第42号</p>
<p>改正 足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例を公布する。</p>	<p>改正 足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例を公布する。</p>
<p>足立区子どもの医療費の助成に関する条例 (目的)</p>	<p>足立区子どもの医療費の助成に関する条例 (目的)</p>
<p>第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p>	<p>(用語の定義)</p>
<p>第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>	<p>第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>
<p>2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>	<p>2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>
<p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者</p>	<p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者</p>
<p>3 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母並びに同項第3号に掲げる者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は同号に掲げる者のうち最も当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>	<p>3 前項第1号又は第3号(足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年足立区規則第42号)第2条の2第3号に該当する場合を除く。)の場合において、父及び母並びに同項第3号に掲げる者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は同号に掲げる者のうち最も当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号又は第3号に掲げる者のうちい</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号又は第3号に掲げる者のうちい</p>

改正前	改正後
<p>ずれか1の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか1の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の同項第1号又は第3号に掲げる者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該子どもは、当該いずれか1の者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>	<p>ずれか1の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか1の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の同項第1号又は第3号に掲げる者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該子どもは、当該いずれか1の者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>
<p>5 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 （対象者）</p>	<p>5 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 （対象者）</p>
<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者その他規則で定める者とする。</p>	<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者その他規則で定める者とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としなない。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 （2）規則で定める施設に入所している者 （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としなない。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 （2）規則で定める施設に入所している者 （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p>
<p>第4条 削除 （医療証の交付）</p>	<p>第4条 削除 （医療証の交付）</p>
<p>第5条 子どもに係る医療費の助成を受けようとする者は、養育する子どもについて、足立区長（以下「区長」という。）に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証（以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。 （助成の範囲）</p>	<p>第5条 子どもに係る医療費の助成を受けようとする者は、養育する子どもについて、足立区長（以下「区長」という。）に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証（以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。 （助成の範囲）</p>
<p>第6条 区は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規</p>	<p>第6条 区は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規</p>

改正前	改正後
<p>定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。</p>	<p>定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。</p>
<p>2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 （医療費の助成方法）</p>	<p>2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 （医療費の助成方法）</p>
<p>第7条 子どもに係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p>	<p>第7条 子どもに係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、前項に規定する対象者に支払うことにより子どもに係る医療費の助成を行うことができる。 （食事療養標準負担額の支払方法）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、前項に規定する対象者に支払うことにより子どもに係る医療費の助成を行うことができる。 （食事療養標準負担額の支払方法）</p>
<p>第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第1項に規定する食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。 （届出義務）</p>	<p>第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第1項に規定する食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。 （届出義務）</p>
<p>第8条 医療証の交付を受けた対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。</p>	<p>第8条 医療証の交付を受けた対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</p> <p>（譲渡又は担保の禁止）</p>	<p>2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。</p> <p>（譲渡又は担保の禁止）</p>
<p>第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>（損害賠償の請求権の譲渡）</p>	<p>第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>（損害賠償の請求権の譲渡）</p>
<p>第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。</p>	<p>第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。</p>
<p>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>（助成費の返還等）</p>	<p>2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>（助成費の返還等）</p>
<p>第10条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。</p> <p>（1） 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</p> <p>（2） 第8条第2項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</p> <p>（3） 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。</p>	<p>第10条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。</p> <p>（1） 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。</p> <p>（2） 第8条第2項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</p> <p>（3） 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。</p>

改正前	改正後
<p>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</p>	<p>(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。</p>
<p>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。</p>	<p>2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、施行の日において助成の対象者とすべき者は、同日にその要件に該当することを条件として、この条例及び規則で定めるところにより同年7月1日から対象者の認定手続をすることができる。</p>	<p>1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、施行の日において助成の対象者とすべき者は、同日にその要件に該当することを条件として、この条例及び規則で定めるところにより同年7月1日から対象者の認定手続をすることができる。</p>
<p>2 平成5年10月1日から同年12月31日までの間に行われた医療の給付については、第7条第1項中「当該病院等」とあるのは、「対象者」と読み替えて同項の規定を適用する。</p>	<p>2 平成5年10月1日から同年12月31日までの間に行われた医療の給付については、第7条第1項中「当該病院等」とあるのは、「対象者」と読み替えて同項の規定を適用する。</p>
<p>付 則 (平成12年12月22日条例第114号) この条例は、平成13年1月6日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成12年12月22日条例第114号) この条例は、平成13年1月6日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成14年9月30日条例第36号) この条例は、平成14年10月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成14年9月30日条例第36号) この条例は、平成14年10月1日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成14年12月20日条例第50号) この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成14年12月20日条例第50号) この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成15年12月17日条例第49号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成15年12月17日条例第49号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成17年6月20日条例第28号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成17年6月20日条例第28号) この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則 (平成17年10月24日条例第69号) この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成17年10月24日条例第69号) この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>付 則（平成19年 3 月16日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、平成19年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>付 則（平成19年 3 月16日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、平成19年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>付 則（平成19年 7 月11日条例第44号） この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（平成19年 7 月11日条例第44号） この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（平成21年 3 月25日条例第20号） この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>付 則（平成21年 3 月25日条例第20号） この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>付 則（平成24年10月25日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（平成24年10月25日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（平成26年 3 月28日条例第21号） 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則（平成26年 3 月28日条例第21号） 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則（平成29年 3 月29日条例第13号） この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>付 則（平成29年 3 月29日条例第13号） この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>付 則（令和 2 年 7 月13日条例第48号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（令和 2 年 7 月13日条例第48号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
	<p><b>付 則</b> <b>（施行期日）</b> 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 <b>（準備行為）</b> 2 改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定に基づく医療証の交付その他子どもに係る医療費の助成を行うために必要な行為については、施行日前においても行うことができる。</p>



# 第 8 5 号議案説明資料

令和 4 年 9 月 2 8 日

件 名	<b>債権の放棄について</b> (児童扶養手当・児童育成手当返還金債権)												
所管部課名	福祉部 親子支援課												
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p><b>1 内容</b></p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>児童扶養手当返還金及び児童育成手当返還金</td> </tr> <tr> <td>返還理由</td> <td>離婚無効・年金受給による資格喪失</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>4, 4 5 3, 9 3 0 円</td> </tr> <tr> <td>喪失日</td> <td>令和 3 年 1 月 4 日</td> </tr> <tr> <td>返還期間</td> <td>児童扶養手当 平成 1 5 年 1 0 月分から平成 2 0 年 7 月分まで 平成 2 9 年 1 月分から平成 2 9 年 7 月分まで 児童育成手当 平成 1 6 年 1 月分から平成 2 0 年 5 月分まで</td> </tr> <tr> <td>最終納付日</td> <td>令和 4 年 3 月 8 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者 足立区西保木間在住者</p> <p>(3) 放棄する債権の額 1, 8 1 9, 9 3 0 円</p> <p><b>2 経過</b> 別紙 2 (「債権放棄」経過について) 参照</p> <p><b>3 債権放棄の理由</b></p> <p>(1) 債務者は、障害年金しか収入がなく、また、難病のため就労は困難な状況にある。</p> <p>(2) 債務者は、著しい生活困窮の状態にあり、今後も返還金の回収見込みがないため、令和 4 年 5 月「足立区債権等処理判定委員会」で債権放棄が妥当との答申を得た。</p> <p>(3) 以上の理由から、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。</p>	種類	児童扶養手当返還金及び児童育成手当返還金	返還理由	離婚無効・年金受給による資格喪失	返還金額	4, 4 5 3, 9 3 0 円	喪失日	令和 3 年 1 月 4 日	返還期間	児童扶養手当 平成 1 5 年 1 0 月分から平成 2 0 年 7 月分まで 平成 2 9 年 1 月分から平成 2 9 年 7 月分まで 児童育成手当 平成 1 6 年 1 月分から平成 2 0 年 5 月分まで	最終納付日	令和 4 年 3 月 8 日
種類	児童扶養手当返還金及び児童育成手当返還金												
返還理由	離婚無効・年金受給による資格喪失												
返還金額	4, 4 5 3, 9 3 0 円												
喪失日	令和 3 年 1 月 4 日												
返還期間	児童扶養手当 平成 1 5 年 1 0 月分から平成 2 0 年 7 月分まで 平成 2 9 年 1 月分から平成 2 9 年 7 月分まで 児童育成手当 平成 1 6 年 1 月分から平成 2 0 年 5 月分まで												
最終納付日	令和 4 年 3 月 8 日												
今後の方針	<p>児童扶養手当返還金・児童育成手当返還金については、引き続き適切な回収業務に努めていく。特に、催告に応じない債務者に対しては、支払督促なども含め法的措置を実施していく。また、回収不能となっている返還金については、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>												

## 児童扶養手当・児童育成手当返還金 「債権放棄」経過について

### 1 債務者の返還経過と区の主な対応

時期	対応内容
(1) 平成15年9月	債務者が近隣自治体から足立区に転入、転入前から認定されていたひとり親として児童扶養手当及び児童育成手当を足立区で受給開始
(2) 平成20年9月	平成8年に協議離婚が成立していたが、その後に前夫から提起されていた離婚無効の判決（平成19年4月）が確定、敗訴していたことが判明。転入時に遡って児童扶養手当（①2,713,280円）及び児童育成手当（②1,444,500円）の返還義務が発生
(3) 平成20年9月	夫が死亡（平成20年4月）、債務者は新たに児童扶養手当及び児童育成手当を受給するが、平成20年12月分から平成29年10月分までの児童扶養手当支給額（③2,080,000円）、平成20年10月分から平成31年3月までの児童育成手当支給額（④486,000円）を前記（2）に記載の返還金と相殺。この時点での返還金残額は、児童扶養手当（⑤633,280円）、児童育成手当（⑥958,500円）
(4) 平成21年8月	債務者は、夫の死亡後から精神疾患を発症、それが徐々に悪化し、就労困難となったため、生活保護を受給
(5) 平成29年8月	児童扶養手当返還金納付相談、毎月2,000円分納する返還計画書受理。督促状について説明（分納状況は（18）に記載のとおり）
(6) 平成29年10月	障害年金の受給が平成29年1月まで遡って認定されたことにより児童扶養手当の支給が停止し、相殺ができなくなるとともに、当該期間に支給された児童扶養手当（⑦296,150円）の返還金が発生
(7) 平成29年11月	児童扶養手当返還金について督促状送付
(8) 平成30年11月	児童扶養手当返還金について催告書送付
(9) 令和元年6月	児童扶養手当返還金について、前記（7）の督促後に徴収員に依頼
(10) 令和元年7月	児童育成手当返還金について督促状送付
(11) 令和元年12月	児童育成手当返還金納付相談、毎月3,000円分納する返還計画書受理（分納状況は（15）に記載のとおり）
(12) 令和元年12月	児童育成手当返還金について催告書送付

時期	対応内容
(13) 令和2年1月	児童扶養手当返還金について催告書送付
(14) 令和2年2月	児童育成手当返還金について、前記(10)の督促後に徴収員に依頼
(15) 令和2年2月から 令和4年3月まで	児童育成手当返還金について3,000円を20回 ⑧ 計60,000円を返還(全て徴収員による訪問徴収)
(16) 令和2年10月	債務者の子(同居)が成人し、就労したため、生活保護廃止(世帯単位で認定のため)
(17) 令和2年12月	児童扶養手当返還金について催告書送付
(18) 令和2年12月から 令和4年2月まで	児童扶養手当返還金について2,000円を4回 ⑨ 計8,000円を返還(全て徴収員による訪問徴収)
(19) 令和4年4月	区において現況確認調査を実施。(16)に記載の事由による生活保護の廃止が判明。加えて、債務者は令和3年春より難病を発症、現在も就労は困難な状況にある。債務者から聴取等を行うも収入は障害年金のみであり、同居の子の収入を合算した世帯収入は生活保護受給と同程度で、生活困窮の状態にあり、本件返還金の回収は困難であると判断された。
(20) 令和4年5月	「足立区債権等処理判定委員会」に付議、出席者全員一致で債権放棄に賛成

## 2 債権の返還状況

	種 別	総 額	児童扶養手当	児童育成手当
1-(2)	当初返還金	4,157,780円	① 2,713,280円	② 1,444,500円
1-(3)	支給手当による相殺額	2,566,000円	③ 2,080,000円	④ 486,000円
	(残額)	(1,591,780円)	⑤ (633,280円)	⑥ (958,500円)
1-(6)	追加返還金	296,150円	⑦ 296,150円	—
	(残額計)	(1,887,930円)	(929,430円)	(958,500円)
1-(15) 1-(18)	分納による返還額	68,000円	⑨ 8,000円	⑧ 60,000円
	未収額	1,819,930円	921,430円	898,500円